

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

足利市長

公表日

令和5年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格管理事務 ②保険料賦課徴収事務 ③給付管理事務 ④要介護(支援)認定事務 ⑤介護ワンストップサービスを利用した電子申請の受領 ⑥公金受取口座情報の利用</p> <p>公的給付の支給に際して、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・特別徴収管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) ・マイナポータルぴったりサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条8号、別表第二(93、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 <p>■情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条8号、別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部元気高齢課
②所属長の役職名	元気高齢課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部元気高齢課 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 TEL0284-20-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部元気高齢課 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 TEL0284-20-2270

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-1-② 事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険被保険者の資格管理、保険料賦課、要介護認定及び保険給付を行う。 番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いるものとする。 ①申請や届出に関する事務 ②介護給付等の支給に関する事務 ③保険料賦課及び徴収に関する事務	介護保険法等の規定に則り、介護保険被保険者の資格管理、保険料賦課、要介護認定及び保険給付を行う。 番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いるものとする。 ①申請や届出に関する事務 ②介護給付等の支給に関する事務 ③保険料賦課及び徴収に関する事務 番号法においては、第9条第1項の規定により、国民健康保険団体連合会に委託している以下の事務において個人番号を用いるものとする。 ④高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額障害福祉サービス等の支給に関する事務	事後	
平成29年2月24日	I-1-③ システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国民健康保険団体連合会用伝送通信システム(専用線)	事後	
平成29年2月24日	I-5-① 部署	福祉部介護保険課介護サービス担当	健康福祉部元気高齢課庶務担当	事後	
平成29年2月24日	I-5-② 所属長	介護保険課長 齊藤正巳	元気高齢課長 齊藤 正巳	事後	
平成29年2月24日	I-7 請求先	福祉部介護保険課介護サービス担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2136	健康福祉部元気高齢課庶務担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2270	事後	
平成29年2月24日	I-8 連絡先	福祉部介護保険課介護サービス担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2136	健康福祉部元気高齢課庶務担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 Tel0284-20-2270	事後	
平成29年2月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年2月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月21日	I-4-② 法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第93、94項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117項</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第93、94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第46条、第47条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>	事後	
平成30年8月21日	I-5-① 部署	健康福祉部元気高齢課庶務担当	健康福祉部元気高齢課介護サービス担当	事後	
平成30年8月21日	I-5-② 所属長	元気高齢課長 斉藤 正巳	元気高齢課長	事後	
平成30年8月21日	I-7 請求先	健康福祉部元気高齢課庶務担当	健康福祉部元気高齢課介護サービス担当	事後	
平成30年8月21日	I-8 連絡先	健康福祉部元気高齢課庶務担当	健康福祉部元気高齢課介護サービス担当	事後	
令和1年5月7日	I-1-② 事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険被保険者の資格管理、保険料賦課、要介護認定及び保険給付を行う。</p> <p>番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いるものとする。</p> <p>①申請や届出に関する事務 ②介護給付等の支給に関する事務 ③保険料賦課及び徴収に関する事務</p> <p>番号法においては、第9条第1項の規定により、国民健康保険団体連合会に委託している以下の事務において個人番号を用いるものとする。</p> <p>④高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額障害福祉サービス等の支給に関する事務</p>	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理</p> <p>※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	I-1-③ システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 総合窓口システム (※1) 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) ※1. 総合窓口システムを利用していない場合は記載不要	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	
令和1年5月7日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月27日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和5年3月9日	I-1-② 事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	介護保険法等の規定に則り、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理事務 ②保険料賦課徴収事務 ③給付管理事務 ④要介護(支援)認定事務 ⑤介護ワンストップサービスを利用した電子申請の受領 ⑥公金受取口座情報の利用 公的給付の支給に際して、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月9日	I-1-③ システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	・介護保険システム ・特別徴収管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) ・マイナポータルびったりサービス	事前	
令和5年3月9日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事前	
令和5年3月9日	I-4-② 法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、93、94、97、108、109、119の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	■情報照会の根拠 ・番号法 第19条8号、別表第二(93、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)	事前	
令和5年3月9日	I-5-① 部署	健康福祉部元気高齢課介護サービス担当	健康福祉部元気高齢課	事前	
令和5年3月9日	I-5-② 所属長の役職名	元気高齢課長 後藤 民司	元気高齢課長	事前	
令和5年3月9日	I-8 連絡先	健康福祉部元気高齢課介護サービス担当 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2270	健康福祉部元気高齢課 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145 番地 TEL0284-20-2270	事前	